

2008年12月11日  
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

高齢者福祉に係る調査及び企画並びにねたきり高齢者、認知症高齢者及びひとり暮らし高齢者に関することに係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2008年11月13日付けで諮問（第357号）された高齢者福祉に係る調査及び企画並びにねたきり高齢者、認知症高齢者及びひとり暮らし高齢者に関することに係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する及び利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用すること及び利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を目的外に利用する及び利用させる必要性、目的外に利用すること及び利用させることに伴う本人通知を省略することの合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性

は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

平成7年の阪神・淡路大震災では、6,000人以上の方が犠牲になったが、その半数は災害時要援護者といわれる高齢者や障害者等であった。

こうしたことから、本市では「地震災害時における災害時要援護者支援マニュアル」を策定し、地震発生後直ちに、地区防災拠点応援職員や民生委員が災害時要援護者の安否確認等を行えるよう、平成14年3月に藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をし、災害時要援護者の安否確認等業務にかかる個人情報の目的外利用及び外部提供を認める旨の答申第102・103号を受けている。

しかし、現体制では、民生委員と地区防災拠点応援職員だけによる災害時要援護者の支援となっており、迅速な安否確認や救出等が十分に行えるという状況ではない。より迅速な安否確認等を行うためには、自主防災組織や自治会・町内会など、身近な地域での協力が必要不可欠であり、そのため、避難支援を必要とする災害時要援護者の情報を自主防災組織等に提供する必要がある。

そこで、地震等の災害時における避難支援を希望するか否かについて調査を行い、希望する方を把握したいと考えている。

今回の諮問については、支援を必要とする方を把握するための調査票の発送に係るもので、平成14年3月に答申を受けた、目的外利用及び外部提供を認められた項目に追加する事項について諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に利用する必要性について

地震等の災害時における避難支援を希望するか否かについての調査を実施するにあたり、対象となるデータについては、平成14年3月での諮問と同じ、

ア ひとり暮らし高齢者（75歳以上）

イ ねたきり高齢者（65歳以上）

ウ 高齢者のみ世帯（75歳以上）

のデータとするが、高齢者施設に入所している場合、避難支援等については施設側で実施するため、上記アからウまでのデータから高齢者施設入所者を除外する必要がある。そこで今回、新たに高齢福祉課所管の高齢者施設入所者データについて追加し、目的外に利用するものである。

(3) 目的外に利用させる必要性について

調査票の発送については、各データ所管課から発送するが、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課でそれぞれデータが重複する可能性がある。そこで、重複して通知することを避けるため、出力する優先順位を、ア 高齢、イ 障害、ウ 介護の順で処理する。この処理にあたり、高齢福祉課については優先順位が最も高いため、他課のデータとの重複をチェックする必要はないが、障害福

祉課については高齢福祉課との重複をチェックする必要がある。また、介護保険課では高齢福祉課と障害福祉課との重複をチェックする必要がある。このことから迅速かつ効率的に処理を行うため、前述(2) 個人情報を利用する必要性について、のアからウまでのデータについて、障害福祉課及び介護保険課に個人情報を目的外に利用させる必要がある。

(4) 目的外に利用すること及び利用させることに伴う本人通知の省略について

この調査は、災害時要援護者の生命を守ることが目的であり、通知しないことが本人に不利益とはならないこと、また、通知する対象者が約13,000人と多く、通知に要する費用や事務量が膨大となり、効率性が著しく損なわれることから、本人通知を省略するものである。なお、個人情報を目的外に利用すること及び利用させることについて、調査依頼文に記載する。

(5) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

今回の調査対象となる者（ひとり暮らし高齢者（75歳以上）、ねたきり高齢者（65歳以上）、高齢者のみ世帯（75歳以上）、身体障害児者（視覚6級以上、聴覚6級以上、上肢1～2級、下肢1～3級、体幹1～3級）、身体障害者（腎機能障害1級）、知的障害児者（A1.A2.B1.B2.重複障害）、介護保険の要介護3以上）は、延べ20,000人と多く、さらに重複している場合があるため、迅速かつ正確に処理するためにはコンピュータによる処理が必要と考える。また、出力についての優先順位として、ア 高齢、イ 障害、ウ 介護の順とする。

イ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

ひとり暮らし高齢者（75歳以上）、ねたきり高齢者（65歳以上）、高齢者のみ世帯（75歳以上）の、

(ア) 住所または居所

(イ) 対象者氏名

(ウ) 生年月日

(エ) 性別

ウ 出力物

(ア) 対象者リスト（対象者氏名、住所または居所）

(イ) 宛名ラベル（郵便番号、住所または居所、対象者氏名）

(6) 安全対策及び日常的な処理体制

保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークとして構築しているため、外部との接続を行わない。そのため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。

また、今回のコンピュータ処理については、個別のデータについてはコンピ

ュータ内に記録は行わず、また、新たなファイルを作成するものではない。対象者リストを出力後は処理に用いたデータはすべて消去される。このため、結合処理にはあたらない。対象者リストについて、使用後は施錠できるキャビネット等に保管する。

なお、処理においてはIT推進課における処理を前提とし、保健福祉総合システムでの高齢者登録台帳から必要情報を抽出し、業務処理に必要な出力を行うものである。

#### (7) 提出資料

- ア 諮問内容比較表
- イ 業務処理フロー
- ウ 個人情報取扱事務届出書
- エ 地震等の災害時における避難支援希望の調査依頼文・調査票

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

#### (1) 個人情報を目的外に利用する必要性について

地震等の災害時における避難支援を希望するか否かについての調査を実施するにあたり、対象となるデータは、答申第102号及び第103号により目的外に利用することを承認したのと同じ、

- ア ひとり暮らし高齢者（75歳以上）
- イ ねたきり高齢者（65歳以上）
- ウ 高齢者のみ世帯（75歳以上）

のデータであるが、高齢者施設に入所している場合、避難支援等については施設側で実施するため、上記アからウまでのデータから高齢者施設入所者を除外する必要がある。そこで今回、新たに高齢福祉課所管の高齢者施設入所者データについて追加し、目的外に利用するものである。

なお、実施機関からは、今回個人情報を目的外に利用する目的は災害時要援護者の現状を把握するための調査に限定する旨の説明があった。

以上のことから判断すると、目的外に利用する必要性があると認められる。

#### (2) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

調査票の発送については、各データ所管課から発送するが、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課でそれぞれデータが重複する可能性がある。そこで、重複して通知することを避けるため、出力する優先順位を、ア 高齢、イ 障害、ウ 介護の順で処理する。この処理にあたり、高齢福祉課については優先順位が最も高いため、他課のデータとの重複をチェックする必要はないが、障害福

祉課については高齢福祉課との重複をチェックする必要がある。また、介護保険課では高齢福祉課と障害福祉課との重複をチェックする必要がある。このことから迅速かつ効率的に処理を行うため、(1)のアからウまでのデータについて、障害福祉課及び介護保険課に個人情報を利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、目的外に利用させる必要性があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に利用すること及び利用させることに伴う本人通知の省略について

この調査は、災害時要援護者の生命を守るため現状を把握することが目的であり、また、通知する対象者が約13,000人と多く、目的外のために利用する及び利用させる管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。実施機関では、個人情報を目的外に利用すること及び利用させることについて、調査依頼文に記載することとしている。

以上のことから判断すると、目的外に利用すること及び利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

今回の調査対象となる者（ひとり暮らし高齢者（75歳以上）、ねたきり高齢者（65歳以上）、高齢者のみ世帯（75歳以上）、身体障害児者（視覚6級以上、聴覚6級以上、上肢1～2級、下肢1～3級、体幹1～3級）、身体障害者（腎機能障害1級）、知的障害児者（A1.A2.B1.B2.重複障害）、介護保険の要介護3以上）は、延べ20,000人と多く、さらに重複している場合があるため、迅速かつ正確に処理するためにはコンピュータによる処理が必要である。また、出力についての優先順位として、ア 高齢、イ 障害、ウ 介護の順とする。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークとして構築しているため、外部との接続を行わない。そのため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。

また、今回のコンピュータ処理については、個別のデータについてはコンピュータ内に記録は行わず、また、新たなファイルを作成するものではない。対象者リストを出力後は処理に用いたデータはすべて消去される。このため、結合処理にはあたらない。対象者リストについて、使用後は施錠できるキャ

ビネット等に保管する。

なお、処理においてはIT推進課における処理を前提とし、保健福祉総合システムでの高齢者登録台帳から必要情報を抽出し、業務処理に必要な出力を行うものである。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上